

健保だより



◆ネモフィラ

おもな内容

平成28年度予算決まる／平成28年度保健事業のご案内／平成28年4月から医療保険制度が一部改正されました／公告／健保ボナンザ

第110号

2016・4

平成28年度
予算決まる



一般保険料・介護保険料ともに 料率は据え置ききの予算編成となる

平成28年度の収入支出予算が
まとまりましたので、
そのあらましをお知らせします。

予算のポイント

- ★疾病予防や重症化防止策を重点
- ★一般保険料率は92/1000を据え置き

健康保険料率 93.19/1000
(一般保険料率 92/1000 調整保険料率 1.19/1000)
介護保険料率 13.5/1000

健康保険組合を取り巻く状況

被用者保険では、現役世代の高齢者医療制度への過重な負担が続き、後期高齢者支援金が平成27年度から平成29年度まで段階的に加入者割から総報酬割へ切り替えが実施され、ますます負担が増加する要素が増えることとなります。

この状況を踏まえ、当健康保険組合では健全な事業運営を維持するため、平成28年度においても健診データおよびレセプトデータを活用したデータヘルス事業

を実施します。これは、健診データが基準数値と乖離している被保険者のみなさんに対して事業主と健保組合が協力して疾病予防や重症化防止の指導事業を実施し、健康意識の向上を図り、ひいては医療費の抑制を図るものであります。また、医療費の適正化対策やジェネリック医薬品の積極的使用の啓発への取り組みも実施いたしますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

一般勘定

収入

健康保険収入は4,769万円の減収

平成27年度予算に比べて総標準賞与額と被保険者数は増える見込みですが、平均標準報酬月額が減少したため、

健康保険収入は4,769万円の減収となる30億171万円を計上しました。

支出

保険給付費と納付金の合計が支出に占める割合は87.6%

被保険者と被扶養者のみなさんの医療費の支払いに充てられる保険給付費は、平成27年度予算に比べて1億638万円増となる16億7,667万円を見込みました。

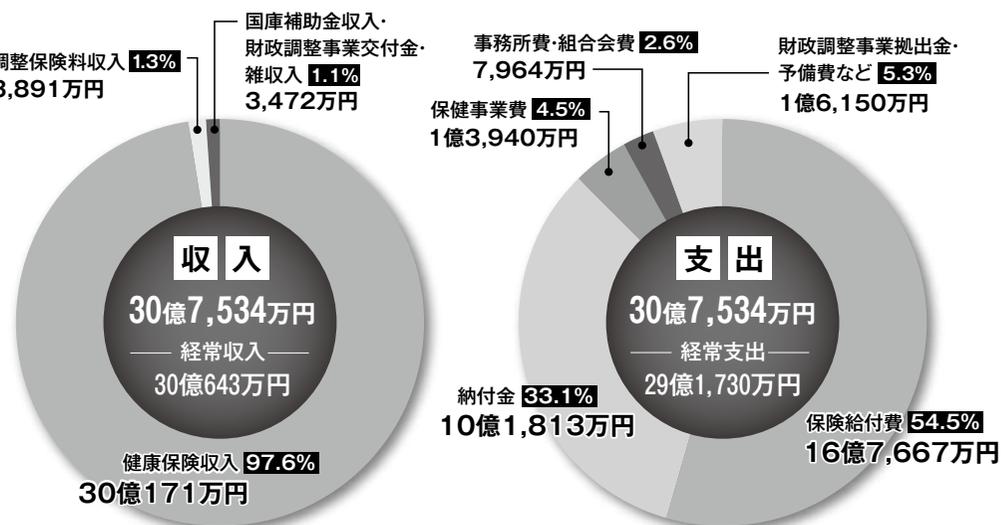
また、高齢者医療制度への納付金は、平成27年度予算と比較して3億143万円の大幅減となる10億1,813万円となりましたが、今年度かぎりの減少となっています。

また、高齢者医療制度への納付金は、平成27年度予算と比較して3億143万円の大幅減となる10億1,813万円となりましたが、今年度かぎりの減少となっています。

また、保険給付費と納付金の合計が支出に占める割合は87.6%にのぼり、健保財政圧迫の要因となっています。被保険者と被扶養者のみなさんの健康づくりに役立てられる保健事業費には、301万円増となる1億3,940万円を計上して4～5ページの各種事業を実施いたします。

グラフで見る収支の割合

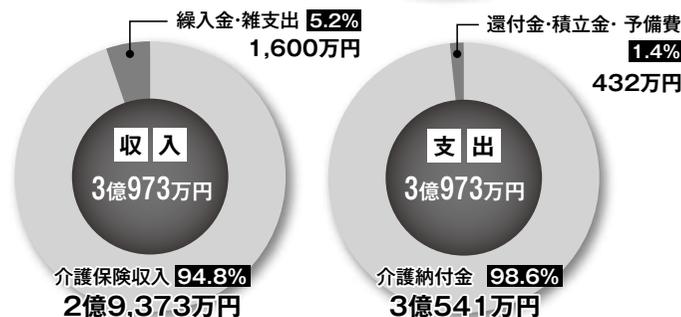
一般勘定



介護勘定

介護保険料率は据え置き

収入不足が予測されますが、介護保険料率の変更は行わず介護準備金の繰り入れで対応します。



平成28年度

保健事業の ご案内

平成28年度も健康づくりを応援するために、豊富なメニューをご用意いたしました。積極的にご活用いただき、毎日の健康づくりにお役立てください。

保健知識のPRに ～保健指導宣伝～

■『健保だより』の配布

予算、決算の内容などを掲載した『健保だより』を発行し、年2回、被保険者の方全員に配布します。

■育児情報誌『赤ちゃんとママ』の配布

被保険者の方または被扶養者であるご家族が出産されたとき、1年間、育児情報誌『赤ちゃんとママ』を贈呈します。

■『医療費のお知らせ』の発行

医療費適正化対策として、『医療費のお知らせ』を発行します。

■『ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ』の配布

医療費適正化対策として、『ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ』を発行します。

健康こそ人生最大の“宝”!



人間ドックの補助対象年齢が、40歳以上から35歳以上に変更になりました。
(被保険者・被扶養者)

病気の予防のために ～健診の奨励～

■定期健康診断の実施

被保険者の方全員を対象に6月から実施します。労安法の健診に対応するため、35歳～39歳の方には追加項目があります。また、特定健康診断に対応するため、40歳以上の方にも追加項目があります。

■精密検査の実施

定期健康診断の結果、要再検査の方に対し精密検査を実施します。

■疾病の重症化予防策の実施

健診結果で「要治療」の判定を受けた方が医療機関に受診していない場合のフォロー対策として受診勧奨を実施します。

■人間ドックの補助

◆被保険者

35歳以上の被保険者の方を対象に、人間ドックの費用を補助します(補助限度額28,000円)。

◆被扶養者

35歳以上の被扶養者の方を対象に、人間ドックの費用を補助します(補助限度額28,000円)。ただし、特定健康診断の健診項目を受診することが必要です。

■特定健康診断の実施

メタボリックシンドロームによる生活習慣病のリスクを判定する健診で、40歳～74歳の被保険者および被扶養者の方を対象に実施します。

＜実施方法＞

- ◆被保険者 定期健康診断で実施します。
- ◆被扶養者 人間ドックで実施します。

■特定保健指導の実施

特定健康診断の結果を基にした階層化により「積極的支援」「動機づけ支援」に該当した方を対象に実施します。

★積極的支援

生活習慣病のリスクが重なりだした加入者の方に対して保健師等の専門員が対象者ご本人と直接面談し、そのリスクについて6カ月間(6回)生活習慣の改善を指導・支援します。

★動機づけ支援

生活習慣病のリスクが出始めた加入者の方に対して保健師等の専門員が対象者ご本人と直接面談し、そのリスクについて6カ月間(原則2回)生活習慣の改善を指導・支援します。

体力づくりのために ～体育奨励～

■ホームページの開設

健康保険の知識や健康保険組合のことなどが手軽にご理解いただけます。

■平塚総合グラウンドの開設

事業所の野球大会、運動会など野外レクリエーションにご利用ください。

平成28年
4月から

医療保険制度が 一部改正されました

持続可能な医療保険制度を構築するため、財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進などを目的として、医療保険制度が一部改正されました。そのうち、みなさんの生活に関係のある内容を中心にお知らせします。

標準報酬月額の上限および標準賞与額の 年度累計額の上限が変わりました

保険料などの計算のもととなる標準報酬月額が、従来の最高等級第47等級の上位に3等級追加され、**121万円（第47等級）から139万円（第50等級）**に引き上げられました。併せて標準賞与額についても、年度累計額の上限が**540万円から573万円**に引き上げられました。

なお、標準報酬月額の上限の変更は平成28年4月となっていますので、4月分の保険料からの変更となります。

標準報酬月額

種別	標準報酬月額	報酬月額
等級		
第47等級	121万円	117万5,000円以上 123万5,000円未満
第48等級	127万円	123万5,000円以上 129万5,000円未満
第49等級	133万円	129万5,000円以上 135万5,000円未満
第50等級	139万円	135万5,000円以上



追加

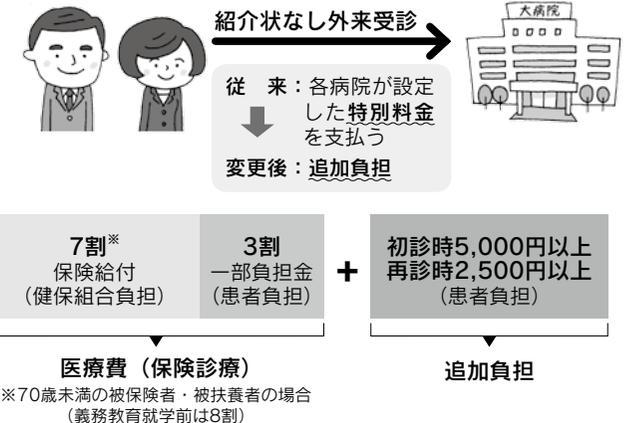
傷病手当金および出産手当金の 算定方法が変わりました



病気や出産で仕事を休んだときに支給される「傷病手当金」「出産手当金」の算定には、「支給を受ける直前の標準報酬月額」が用いられていましたが、報酬額をより正確に反映し、給付を適切に行うため、「支給を受ける直近12カ月の標準報酬月額の平均」に変更されました。

紹介状なしで大病院を受診する場合の 追加負担が導入されました

従来、病床数200床以上の病院に紹介状を持たずに受診した場合、各病院が設定した特別料金を支払うことになっていましたが、外来の機能分化を進めるため、紹介状なしで特定機能病院および病床数500床以上の病院を受診する場合には、原則として初診時または再診時に、患者さんに追加負担が求められることとなりました。追加負担の額は初診の場合5,000円以上、再診の場合2,500円以上です。



入院時食事療養費等が見直されました



入院時の食事代は、入院と在宅療養の負担の公平を図るため、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担が求められることとなり、平成28年4月から**1食360円**、平成30年4月から**1食460円**に段階的に引き上げられます。

*難病、小児慢性特定疾病の患者さんは、平成27年1月から原則自己負担となったことから、その影響に鑑み、据え置きとなりました。また、低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱの方も据え置きです。

食事代の患者負担

従来	平成28年4月から	平成30年4月から
1食260円	1食360円	1食460円

患者申出療養が創設されました



困難な病気と闘う患者さんの「国内未承認の医薬品等を迅速に保険外併用療養として使用したい」という思いに応えるため、患者さんからの申し出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組みとして患者申出療養が創設されました。

*対象となる医療のイメージ

- すでに実施されている先進医療を身近な医療機関で実施することを希望する患者さんに対する療養
- 先進医療の実施計画（適格基準）対象外の患者さんに対する療養
- 先進医療として実施されていない療養
- 現在行われている治験の対象とならない患者さんに対する治験薬等の使用



公 告

(敬称略)

保険料率の決定について 実施年月日 平成 28 年 3 月 1 日 (4 月納入分) 任意継続被保険者は 4 月分	一般保険料率 (92 / 1000) 調整保険料率 (1.19 / 1000) 介護保険料率 (13.5 / 1000)
任意継続被保険者の標準報酬月額 実施年月日 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	360 千円
組合会議員 (互選) の辞任および就任について 湘南マツダ (株)	(辞任) 鈴木 裕 (就任) 関野 智玲
事業所削除に伴う組合規約の一部変更について	アトラスレンタ (株) 神奈川県自動車販売厚生年金基金 日産プリンス神奈川サービス (株)



- ◆応募要領 問題の空欄を埋めてください。答えは、『健保だより』の中にあります。
- ◆締め切り 5 月 31 日
- ◆賞 品 正解者 10 名様に記念品をお贈りします (正解者多数の場合は抽選。初当選の方を優先します)。
- ◆発 表 『健保だより』第111号 当選者の方はお名前を掲載させていただきますので、ご了承のうえ、応募してください。
- ◆応募規定 1 名 1 通。郵便ハガキに住所、氏名、事業所名、保険証の記号・番号をご記入のうえ、健康保険組合へ送付してください。

問 題

- ①医療費の適正化対策や〇〇〇〇〇〇医薬品の積極的使用の啓発への取り組みも実施いたしますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。
- ②特定健康診査はメタボリックシンドロームによる生活習慣病の〇〇〇を判定する健診で、40 歳～74 歳の被保険者および被扶養者の方を対象に実施します。
- ③持続可能な医療保険制度を構築するため、財政基盤の安定化、〇〇〇〇〇〇、医療費適正化の推進などを目的として、医療保険制度が一部改正されました。

『健保だより』第109号 ポナンザクイズ当選者 (敬称略)

『健保だより』第109号の健保ポナンザの当選者は、抽選の結果、次の10名の方々に決定しましたので記念品を贈呈します。

横浜日野自動車株式会社	米山 慎二	(一社)全国軽自動車協会連合会神奈川事務所	村田 雅美
横浜日野自動車株式会社	佐藤みさ子 (被扶養者)	株式会社日産サテオ湘南	佐藤 正弘
神奈川ダイハツ販売株式会社	国田 翠	株式会社日産サテオ湘南	高谷ゆき子
神奈川ダイハツ販売株式会社	小林 聡	神奈川スバル株式会社	増田 洋介
神奈川ダイハツ販売株式会社	米丸 淳也	神奈川スバル株式会社	原 昂平